

入院期間が180日を超える場合の 費用の徴収について

2024年6月1日改定

同じ傷病での入院期間が180日を超えた場合は、厚生労働大臣が定める場合等を除き、健康保険からの入院基本料の15%が病院に支払われません。患者様には保険診療一部負担金以外に入院基本料の15%を「180日超入院に係る保険外併用療養費(選定療養)」として下記の料金を自己負担していただきますので、ご了承ください。

◎ 180日の期間を超える場合と対象外になる場合について

この180日の期間は、当院における入院期間だけでなく、他の病院(診療所)に入院されていた期間も含まれますので、過去3ヶ月以内に入院されていた患者様は、入退院受付までお申し出ください。ただし退院された後、別の病気で入院された場合、3ヶ月以上入院されなかった場合、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に入所(入院)されていた場合には入院期間は通算されず、次の入院時から新たに入院期間を計算することになります。また難病や重症等の患者様については、選定療養の対象とはなりません。

◎ 入院期間の確認と退院証明書の提出について

当院に入院されるまでの3ヶ月間にどれくらいの期間、他の病院に入院していたかお判りでない場合は、以前に入院されていた病院にお問い合わせの上、主病名と入院期間をご確認ください。また以前の退院に際して「退院証明書」が発行された場合はご提出をお願いいたします。ご自分の入院履歴を正確に申告していただきますようお願いいたします。正確な入院歴を申告されなかったことにより、損失(180日超入院患者に係る選定療養費分)が発生した場合には、さかのぼって患者様から徴収させていただきますので、十分にご留意ください。

◎ 選定療養費の患者様負担金額について

入院基本料	金額
一般病棟入院基本料 急性期一般入院料1	2,783円(税込) <1日につき>